

学校感染症の分類や出席停止間について

下記の感染症に罹った場合、集団への感染を防ぐために出席停止となります。医師の診察を受けて感染が判明した時点で、速やかに学校（HR 担任）へ連絡し、必要な手続きをしてください。

『感染症による出席停止について』という書類を、学校のホームページより家庭のパソコンにダウンロードしていただくか、登校初日に担任からお渡しします。※医師の診断書は不要です。

【ダウンロードの手順】 本校 HP→保健室から（各種様式）→出席停止の手続き

出席停止期間の基準を参考に、担当医師が登校してもよいと認める日まで、家庭で静養に努めてください。また、体調が回復し登校する際には、『感染症による出席停止について』の下記にある「感染症に関する報告書」の必要事項を保護者に記入してもらい、HR 担任へ提出してください。

〈学校感染症の分類と出席停止期間の基準〉（学校保健安全法施行規則第 18 条）

	感染症名	出席停止期間
第一種	（第一種…発生は稀だが重大な感染症） エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるもの）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MARS コロナウイルスであるもの）、特定鳥インフルエンザ	（第一種は治癒するまで）
第二種	（第二種…飛沫感染し、流行拡大のおそれがある感染症） ◎インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） …発熱した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで （発症した日、解熱した日は日数には入れません） ◎百日咳…特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで ◎麻疹…解熱した後 3 日を経過するまで ◎流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） …耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ◎風しん…発疹が消失するまで ◎水痘（みずぼうそう）…すべての発疹が痂皮化するまで ◎咽頭結膜熱…発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後 2 日を経過するまで ◎新型コロナウイルス感染症…発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで ◎結核…病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで ◎髄膜炎菌性髄膜炎…病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	（第三種…飛沫感染が主体ではないが、放置すれば流行拡大の可能性がある感染症、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで出席停止） コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ◇その他の感染症：感染性胃腸炎（ノロウイルス等）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など	